

平成25年度 税制改正のポイント

中小企業向け

事業承継税制をはじめ中小企業の活力強化、
内需拡大につながる税制の拡充が実現！

岡崎商工会議所
日本商工会議所

事業承継税制が抜本的に使いやすくなります！

* 平成27年1月施行

◆ 利用する要件が緩和されます！

雇用要件が「5年『平均』8割以上」に！

- ▶ 雇用8割の維持が難しい年があっても、即時に認定取消し（一括納付）となるリスクがなくなります。「5年平均」で8割以上を確保できれば、問題ありません。

役員を退任せずに、後継者を支えることが可能に！

- ▶ 先代経営者（贈与者）は、贈与時に、代表者を退任すれば、役員として会社に残り、後継者を支えることが可能となります。



親族でない従業員などへの承継も税制の対象に！

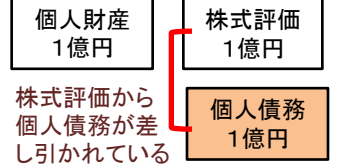
◆ 納税猶予額の計算が有利になります！

個人の債務により、猶予額が減額されません！

【現行】事業と関係ない先代経営者の個人債務（住宅ローン等）や葬式費用が猶予の対象となる株式評価額から差し引かれるため、納税猶予額が少なくなります。

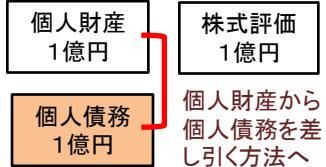
【改正後】個人債務を個人財産から差し引く方法に改正されるため、個人債務により、納税猶予額が少なくなることはありません。

【現行】

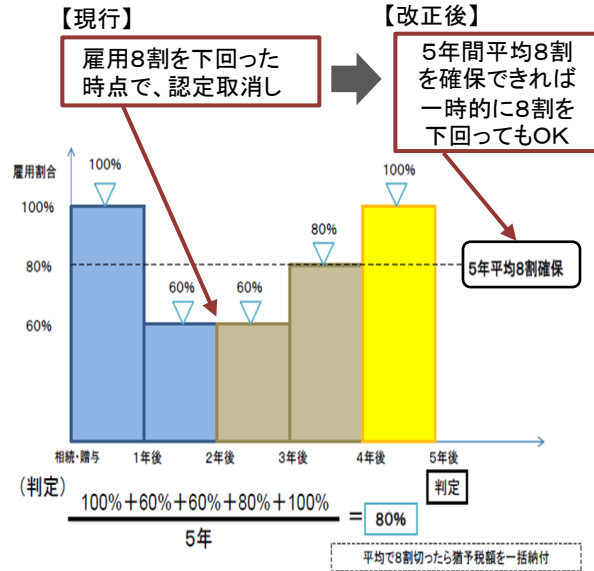


⇒ 納税猶予対象はゼロ

【改正後】



⇒ 納税猶予対象は1億円



◆ 手続きが簡素化されます！

- ・ 経済産業大臣の事前確認申請が不要に！
- ・ 提出書類が大幅に簡略化！
- ・ 税制利用のための株券発行が不要に！

◆ 認定取消し時の負担が軽減されます！

- ・ 利子税が大幅に引き下げ（2.1%→0.9%）！
- ・ 5年間基準を満たせば、その利子税分は免除！
- ・ 認定取消しの場合は、延納・物納も可能に！

相続税の土地評価が大きく減額されます！

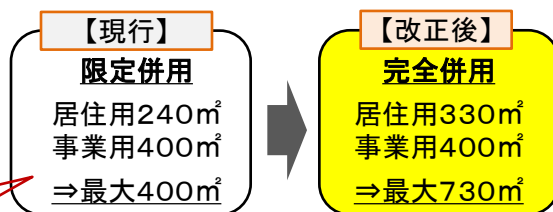
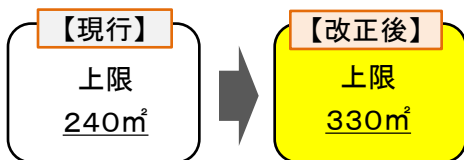
* 平成27年1月施行

◆ 小規模宅地の特例（土地評価の8割減額）が拡充されます！



居住用宅地の面積の上限が拡充！

居住用宅地と事業用宅地の両方を上限まで利用可能に！



居住用宅地の上限（330㎡）と、事業用宅地の上限（400㎡）を合わせて、最大で730㎡まで利用可能！

現行制度では、事業用宅地を上限まで利用すると、居住用宅地は特例を使えない（限定併用）

中小・中堅企業の活力強化につながる税制が拡充されます！

*平成25年4月から開始する事業年度が対象

800万円まで交際費が経費に！【1年間】

▶中小企業は、800万円までの交際費が全額損金算入できるようになります。

【現行】600万円まで9割を損金算入

【改正後】800万円まで全額損金算入

*資本金1億円以下の中小企業が対象



研究開発税制の上限が30%に！【2年間】

▶研究開発費の税額控除額の上限が、法人税額の20%から30%に引き上げられます。【改正後】

【現行】

【総額型】
試験研究費×8~10%
*中小企業は12%

控除上限の引き上げ

【総額型】
試験研究費×8~10%
*中小企業は12%

*中堅企業も利用可能

商業・サービス業における店舗改修等の設備投資が新たに減免対象に！【2年間】

▶商業・サービス業の中小企業が店舗改修などを行った場合、減税されます。

特別償却（取得価格の30%）または、税額控除（7%）の選択利用



相談

商工会議所等

アドバイス

※利用の際、商工会議所等の助言が必要

対象事業者
卸売業、小売業、サービス業、
農林水産業

対象設備
器具・備品（1台30万円以上）
建設附属設備（1台60万円以上）

国内への生産設備投資減税が創設！【2年間】

▶新たに国内で取得した機械などの生産設備が減税対象となります。

特別償却（取得価格の30%）または、税額控除（3%）の選択利用

※生産設備等への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ、対前年比10%の場合

*中堅企業も利用可能

グリーン投資税制の対象が拡大！【2年間】

▶太陽光・風力発電設備の即時償却が継続されます。コージェネ、LED等が新たに対象に。

7%税額控除
または、即時償却

- ・太陽光発電設備（10kW以上）
- ・風力発電設備（1万kW以上）

新規「コージェネレーション」

※7%税額控除は中小企業のみ

*中堅企業も利用可能



7%税額控除
または、30%特別償却

- ・ハイブリット建機
- ・電気自動車
- ・電気自動車専用急速充電器

新規
高効率照明（LED）
高効率空調
定置用蓄電設備等

給与支払増加額の10%を税額控除！【3年間】

▶給与等の支給額を5%以上、増加させた場合、増加額の10%を税額控除できます。（法人税額の10%、中小企業は20%まで）

*中堅企業も利用可能

雇用促進税制の控除額が倍増に！【1年間】

▶増加した雇用者1人あたりの税額控除額が20万円から40万円に増額されます。

※雇用保険一般被保険者が対象。労働基準局等に雇用計画の提出が必要。

*中堅企業も利用可能

内需拡大につながる税制が拡充されます！

*平成27年1月施行

住宅ローン減税が拡充！【4年間】

▶借入限度額が4,000万円に倍増となり、所得税額から、上限40万円、10年間、控除されます。（一般住宅の場合）

入居対象期間	種類	借入限度額	控除率	控除限度額	控除期間	最大控除額
現行 （平成25年1月～平成26年3月）	一般住宅	2,000万円	1.0%	20万円	10年間	200万円
	認定住宅（※）	3,000万円		30万円		300万円
改正後 （平成26年4月～平成27年12月）	一般住宅	4,000万円	1.0%	40万円	10年間	400万円
	認定住宅（※）	5,000万円		50万円		500万円

拡大

教育資金を孫に一括贈与する場合の贈与税が非課税に！【3年間】

▶祖父母（贈与者）は、金融機関に子・孫（受贈者）名義の口座等を開設し、教育資金を一括贈与する場合、子や孫ごとに1,500万円が非課税となります。

※教育資金の用途は金融機関が領収書等をチェックします。書類は金融機関が保管。



利子税・延滞税が引き下げられます！

*平成26年1月施行

市中金利に鑑み、税率が約半分になります。

税種	特例（主なもの）	現行	改正後（※）	内容
利子税	特例（主なもの）	4.3%	2.0%	貸出約定平均金利+1%
	本則	14.6%	9.3%	（特例創設）貸出約定平均金利+1%+7.3%
延滞税	特例	2ヶ月以内	3.0%	貸出約定平均金利+1%+1%
		事業の廃止等による納税の猶予等	4.3%	2.0%
還付加算金	特例	4.3%	2.0%	貸出約定平均金利+1%

（※）貸出約定平均金利が1%の場合

（本チラシは、平成25年1月29日現在の情報をもとに作成しております。）